

下土幌小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条を受けて）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- いじめの定義の変更に伴い、児童が人間関係の中で精神的な苦痛を感じる事案にも適切に対処する。（インターネットを通じて行われる事案も含む）
- 「嫌な思い」を感じている場合はいじめとして認知すること。

2 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条を受けて）

- 学校及び学校の教職員は、基本理念に則り、本校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりえるものであることを十分認識し、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ対策のための組織

- (1) 名 称 : 下土幌小学校いじめ対策委員会（特別委員会）
- (2) 構成員 : 校長、教頭、指導部担当係（1名）、養護教諭、P T A三役
学校運営協議会代表者
- (3) 会 議 : 1学期（計画会議）…運動会終了後、3月（反省会議）、1・2学期末、その他必要に応じて開催する。
※ 学校運営協議会代表者とP T A三役については、7月・3月に出席し、その他は必要に応じて出席を要請する。
- (4) その他 : 校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。
校長、教頭、指導部、当該学級担任、養護教諭

4 いじめ発見と防止のための取組

- (1) いじめアンケートの実施
いじめの早期発見のために、6月、11月にいじめアンケートを実施する。
- (2) 教育相談体制の整備
いじめアンケートの実施後等、状況に応じて「教育相談週間」を設定する。実施計画、情報分析や対応策策定については、指導部が主体となって行う。緑南中学校区主任児童委員との連携や、子どもの健全育成サポートシステムの活用も大切にする。

(3) いじめは「どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得る」という強い自覚をもち、これが生じた際には迅速に対処し、悪化を防止し、真の解決に結びつける。

(4) 児童観察による情報収集

各学級担任や養護教諭は、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、指導部に報告する。指導部はその内容を勘案し、管理職への報告と相談を行う。また、教職員と児童の間で日常行われている日記などを活用するなど個々の児童の状況把握を十分行う。

(5) 必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。

(6) 児童会主体によるいじめ防止プログラムの展開

いじめ防止テーマやいじめ防止強化期間の設定、いじめ防止会議の開催等、児童の主体的な取組を促す積極的な活動を推進する。

(7) いじめ問題への対応を確実なものとするため、「様子を見る」というような消極的な対応策を払拭する。

(8) ハイパーQ-Uアンケートの組織的活用。（本校独自で全学年実施）

(9) いじめが解消しているか否かは、校長、教頭、指導部生徒指導担当、学級担任、養護教諭などが当該児童の様子を情報共有し、また保護者からも情報を得ながら、総合的に判断する。

(10) LEBER（「心とからだの健康観察」アプリ）の活用。（全学年対象）

5 いじめ発見後の適切な対応

(1) いじめられた児童やその保護者の立場に立った対応を心がけ、まず解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。平行して、町教育委員会への報告と相談を行う。

(2) 校内チームの役割を明確にする。

・事情聴取、整理、分析、まとめ ・対応策の検討 ・教職員の意思形成、調整

(3) スピード感をもって事実確認に当たり、情報を整理する。

(4) チームとして立案した解決策に沿って、継続的な指導を実施する。

・被害児童への面談 ・加害児童への指導 ・事実を認識していた児童への指導
・被害・加害児童の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
・教育相談体制の強化 ・適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）
・被害児童および加害児童への心のケア（スクールカウンセラーの活用）

(5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。

(6) 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応に当たる。

6 いじめ防止のための研修の充実

(1) いじめの早期発見、対処方法の習得を目的とした「児童理解交流会」を年2回（5、2月）開催する。・・・学級経営交流会

(2) 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の内部提供に努める。

(3) 指導力向上により児童理解を深めるため、ミドルリーダーや管理職からの情報提供の機会を充実させる。

7 全領域における連携の重視

(1) 各教科

それぞれの教科においては、生徒指導の機能を生かした取組を基盤とするとともに、言語活動や各種授業形態による活動を通して他と適切に関わる能力を高め、いじめの芽を早期に摘み取るよう努力する。

(2) 特別の教科道徳の時間

道徳の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで教師と児童、児童同士の共感的な関係を深め、豊かな体験を通して内面化を図る。

(3) 特別活動

学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図り、いじめ防止に寄与する。特に、人との関わりの中での様々な体験を大切にすることで個性を伸ばし、自他を認める心を育む。

(4) 総合的な学習の時間

特に、体験活動を充実させ、将来の目標を考えたり社会の中の多くの人と関わったりする中で、社会的視野を広げ、他者理解を深めさせる。また、近年 SNS 等インターネットによる児童相互のトラブルを未然防止する観点から「スマホ安心安全教室」（仮称）等を適宜取り入れる。その際、必要に応じて専門的知識を有した外部講師等に依頼する。

8 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、PDCAサイクルにより、短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、指導部が担う。

9 保護者・地域への情報提供

この基本方針は保護者・地域に公開するとともに、必要に応じ、対応状況について説明する機会を設け、説明責任・結果責任を果たす。

10 いじめ対策年間プログラム

4月	「いじめ対応」についての保護者への説明①（参観日）		
5月	いじめの学級指導	児童理解交流会①	いじめアンケートNo.1
6月	いじめ対策委員会①	「いじめ対応状況」説明①（各学年懇談） h-QUアンケートの実施（1回目）	
7月	学校評価（児童・教職員・保護者アンケート）	いじめ対策委員会②	
8月	児童会主体のいじめ防止活動		
9月	いじめ防止指導強化月間		
10月	いじめアンケートNo.2	いじめ対策委員会②	h-QUアンケートの実施（2回目）
11月	学校評価（児童・教職員・保護者アンケート）		
12月	いじめ対策委員会③	「いじめ対応状況」説明②（各学年懇談）	
1月	いじめアンケートNo.3		
2月	いじめ対策における外部評価	児童理解交流会②	いじめ対策委員会③
3月	「いじめ対応」についての保護者への説明②（PTA総会） いじめ対策委員会④		

※ 平成26年 3月11日 策定
 ※ 平成27年 4月18日 改訂
 ※ 平成30年 6月 1日 改訂
 ※ 令和 元年 6月 1日 改訂
 ※ 令和 2年 5月 22日 改訂
 ※ 令和 3年 5月 21日 改訂
 ※ 令和 4年 5月 20日 改訂
 ※ 令和 8年 4月 6日 改訂